

神戸製鋼グループ 人権基本方針

神戸製鋼グループは、人権の尊重が企業にとって重要な社会的責任であるとの認識に立ち、グローバルに事業展開する企業グループとして国連で採択された人権保護の国際人権章典を尊重し、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」などの国際規範を踏まえた人権の尊重の取り組み姿勢を明確に示すため、人権基本方針を制定します。

1. 人権基本方針

(1) 基本的人権の尊重

国際的に認められた人権の原則に則り、健全な事業活動を通じて基本的人権を尊重します。

(2) 差別の撤廃

個人の多様性を尊重すると共に、人種、信条、肌の色、宗教、国籍、言語、民族、性別、性的志向、性自認、婚姻状態、年齢、身体的特徴、疾病、障がいの有無、社会的身分、財産、出身地等の不当な差別を行いません。

(3) ハラスメント行為の禁止

性別や地位等を背景とした人権を侵害する言動やその他のハラスメント行為を行いません。万が一、ハラスメントを含む人権侵害の問題等が生じた場合には、厳正かつ速やかに対処します。

(4) 労働に関する権利の尊重

事業活動を行う国や地域の労働に関する法令や慣行を遵守すると共に、結社の自由、団体交渉の権利を尊重し、従業員一人ひとり又はその代表者との誠実な対話により、健全な労使関係を構築します。

(5) 児童労働および強制労働の禁止

事業活動を行うすべての国、地域において、児童労働や強制労働を行いません。また、ユニセフの「子どもの権利とビジネスの原則」の主旨に基づき、子どもの権利を尊重します。

(6) 働きやすい職場環境の実現

すべての従業員が安全かつ健康でいきいきと働くことのできる職場環境を構

築します。賃金の支払いは事業活動を行うすべての国や地域の最低賃金や法定給付等の法令を遵守し、事業活動において生み出した収益の一部を経営実態や業績も踏まえながら従業員へ生活賃金に足るよう適切に還元します。また、労働時間や残業に関する法令を遵守します。

(7) 地域社会への貢献

よき企業市民として地域社会との信頼関係を構築するとともに、連携して地域の課題解決に努めながら、地域社会の社会事情や文化、慣習等に配慮したその地域に相応しい人事制度を構築し、また事業活動を行う地域雇用への貢献に努めます。

2. 適用範囲

本方針は、神戸製鋼グループの役員と全従業員（正社員・嘱託社員・派遣社員を含むすべての社員）に対して適用します。

3. 人権尊重の責任

自らの事業活動において人権への負の影響が生じた場合には、是正に向けて適切に対処することで人権尊重に対する責任を果たします。

4. 教育

人権尊重の基本方針を遵守するため、役員と従業員に対する入社時や昇進昇格時の研修、また管理監督者に対する教育において、人権尊重に関わる適切な意識啓発を継続的に行います。また、ハラスメントを防止するため、「社員のための行動手引き」や「ハラスメント防止マニュアル」の中でハラスメントの禁止を掲げます。

5. 人権デューディリジェンスの実施

自らの事業活動が社会に与える人権への負の影響の防止または軽減を目的として、予防的に調査・評価を行い、適切な手段を通じて是正する人権デューディリジェンスの仕組みを構築し、これを継続的に実施すると共に、その進捗や結果について外部に開示します。

以上